

第6号議案

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

県立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年宮城県教育委員会規則第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる職員を除く」を「教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員以外の」に改め、同条各号を削る。

第三条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改正案	現行	備考
<p>第一条（略） （人事評価の対象となる職員の範囲）</p> <p>第二条 人事評価は、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員以外のすべての職員について行うものとする。</p> <p>第三条 人事評価を実施する最終評価の基準日（以下「評価基準日」という。）は、法第二十二條の規定により条件付採用とされている職員に係る人事評価（以下「条件付採用評価」という。）を除き、毎年度三月一日とする。ただし、年度の中途において昇任、転任、復職その他の事由により評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員その他特に必要があると認められる職員については、教育長が別に定める。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第一条（略） （人事評価の対象となる職員の範囲）</p> <p>第二条 人事評価は、次に掲げる職員を除くすべての職員について行うものとする。</p> <p>一 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員（法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）第二條の三に規定する短時間勤務職員をいう。）を除く。）</p> <p>二 臨時的任用の職員</p> <p>三 教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員</p> <p>（人事評価の実施基準日等）</p> <p>第三条 人事評価を実施する最終評価の基準日（以下「評価基準日」という。）は、法第二十二條第一項の規定により条件付採用とされている職員に係る人事評価（以下「条件付採用評価」という。）を除き、毎年度三月一日とする。ただし、年度の中途において昇任、転任、復職その他の事由により評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員その他特に必要があると認められる職員については、教育長が別に定める。</p> <p>（以下略）</p>	

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第34号）」が、令和2年4月から施行されることに伴い、会計年度任用職員及び臨時的任用職員についても人事評価の対象とし、能力及び実績に基づく人事管理を行うもの。

2 改正内容

本規則の実施要領等で、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を人事評価の対象とするため、本規則の文言の整理を行うもの。

3 施行年月日

令和2年4月1日